様式第１号の１（第６条関係）ＪＲ線のみ利用する場合

**ＪＲ木次線利用促進事業補助金実施計画書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 木次線利活用推進協議会　会長　様 | 申請日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ①申請者（又は代理人）※代理人の場合には、委任状（様式第9号）が必要です。 | 住所 | 　〒　　　-　　　　　　　　市・郡　　　　　　　町 |
| 氏名 | 《団体の場合は、代表者名も記載》 | 電話番号（担当　　　　　） |
| ②利用者①と同じ場合は記入不要 | 住所 | 市・郡　　　　　　　町 |
| 氏名 | 《団体の場合は、代表者名も記載》 | 電話番号 |
| ＪＲ木次線利用促進事業補助金交付要綱第６条に基づき、関係書類を添えて提出します。 |
| ③利用目的 | □旅行　　□視察　　□研修　　□遠足　　□部活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ④関係書類 | □行程表 ※任意様式（参加者全体人数・移動手段・移動場所など行程全体が分かるもの） |
| ⑤ＪＲ利用区間等\*⑴木次線乗車区間は必ず記入してください。⑵ＪＲ運賃等は税込です。 | ＪＲ利用１ | 利 用 日　　　　月　　　日利用列車　□普通列車　□あめつち　□やくも　□おき・まつかぜ利用区間　（乗車）　　　　　　　駅（　時　分発）（降車）　　　　　　　駅利用者数　（大人）　　人、（子ども）　　人、（幼児・乳児）　　人運賃等（乗車券・特急券・指定席券の合計額） 税込　　　　　　円…ａ |
| ＪＲ利用２ | 利 用 日　　　　月　　　日利用列車　□普通列車　□あめつち　□やくも　□おき・まつかぜ利用区間　（乗車）　　　　　　　駅　（　時　分発）（降車）　　　　　　　駅利用者数　（大人）　　人、（子ども）　　人、（幼児・乳児）　　人運賃等（乗車券・特急券・指定席券の合計額） 税込　　　　　　円…ｂ　 |
| 補足 | 運賃等（乗車券・特急券・指定席券の合計額） 税込　　　　　　円…ｃ |
| 運賃等合計額 | 各ＪＲ利用区間の運賃等合計額（ａ＋ｂ＋ｃ）＝税込　　　　　円×100/110＝税抜　　　　　円【A】（税抜額の小数点以下端数切捨て） |
| ⑥補助金申請額 | 【Ａ】×１／２　＝　　　　　　　　　　円（申請額・100円未満切捨て） |
| ⑦協議会からの　交付決定通知　等の受取方法 | □　郵送　　・　□　ファクシミリ（FAX番号　　　　－　　　－　　　　）□　メール　（　　　　　　　　　　＠　　　　　　　　　　　）kisuki-line@cheriver.comから受信できるよう設定してください。 |

* 補助対象となるＪＲ運賃の対象区間等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象 | 補助対象外 |
| ＪＲ運賃 | ＪＲ木次線(宍道～備後落合)【必須】のほか、山陰本線(安来～飯浦)・芸備線(備中神代～広島)・山口線(益田～津和野) の乗車区間の運賃・特急料金・指定席料金、普通列車のグリーン指定席（あめつちを含む）料金 | 一畑電車、島根県外の鉄道乗車運賃・特急料金・指定席料金及びグリーン席特急券、特別割引切符 |

* 補助金申請額は、消費税額を除くこと。
* ＪＲ利用が３つ以上ある場合、「補足欄」に利用日、利用区間、利用人数、料金を記入し、「⑤補助金申請額欄」に補足欄に記入した料金も加えた額を記入すること。

＊「おとな」と「こども」の区分

|  |  |
| --- | --- |
| おとな | １２歳以上（１２歳でも小学生は「こども」） |
| こども | ６歳～１２歳未満（６歳でも小学校入学前は「幼児」） |
| 幼　児 | １歳～６歳未満 |
| 乳　児 | １歳未満 |

旅行等終了後、速やかに以下書類を提出いただきますよう、ご留意ください。

□ ＪＲ木次線利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第５号の１）

□ ＪＲの領収書写しもしくは団体乗車券の写し

１：宛名に申請者名（申請者が代理人の場合は利用者名）が記載されていること

個人の場合：申請者のフルネーム

団体の場合：団体名＋代表者のフルネーム

２：乗車区間・人数が記載されていること

《振込先口座名が申請者と異なる場合のみ》

□ 委任状（様式第９号）